○奈良県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令の一部改正について

（平成元年７月26日例規第41号）

この度、奈良県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令（昭和38年２月本部訓令第１号）の一部を改正し、平成元年８月１日から施行することとしたから適正に運用されたい。

記

１　改正の要点

音楽隊員としての指名の期間を定め、もって隊員の新陳代謝を促進し、後継者を計画的に育成することとした。

２　運用解釈上の留意点

音楽隊員として指名を受け毎年３月末現在で満３年を経過する者は、音楽隊員の指名を解除するものとする。ただし、隊長が引き続き隊員として指名することが必要と認める者については、本部長の承認を得てその期間を延長することができる。